

○東海大学大学院委託生・聴講生に関する規程

(制定 昭和40年6月10日)

改訂	昭和63年4月1日	1997年4月1日
	2001年4月1日	2013年4月1日
	2023年4月1日	2024年4月1日

第1条 この規程は、東海大学大学院学則（以下「学則」という。）第50条に基づき、「委託生」及び「聴講生」について定める。

2 「委託生」とは、官公庁、外国政府、研究機関、民間団体、他の大学などの委託に基づいて東海大学大学院（以下「本大学院」という。）における修学を許可された者をいう。

3 「聴講生」とは、本大学院における1科目又は数科目の修学を許可された者をいう。

第2条 委託生又は聴講生として修学を志願する者に対して、研究科長は、正規生の履修を妨げない場合に限り、学長の承認を得て修学を許可することができる。

第3条 委託生及び聴講生は、聴講しようとする科目を開設しているキャンパスの各カレッジオフィス等に、別に定める所定の書類等を出願期間内に、提出しなければならない。

2 翌学期（次年度）以降も委託生、聴講生として出願する場合も同様とする。ただし、両学期にわたる開講科目については除く。

第4条 委託生及び聴講生が、学則若しくは大学の諸規則に違反したとき又は聴講目的等に反したときは、研究科長は学長の承認を得て修学許可を取り消すことができる。

第5条 委託生は、履修した科目について試験を受けなければならない。履修した科目の試験に合格したときは、本人の請求により証明書を交付する。

2 聴講生が履修した科目については、本人の請求により履修証明書を交付する。

第6条 委託生及び聴講生には、本大学院修了の資格を付与しない。

第7条 委託生及び聴講生の出願料、学費その他の納付金は、別に定める。

第8条 いったん納入した納付金は、原則として返還しない。ただし、事情により、開講時において、未開講科目となった場合の聴講料は、返還する。

第9条 この規程に定められていない委託生及び聴講生に該当する事項については、大学の諸規程を準用する。

付 則

この規程は、昭和40年6月10日から施行する。

付 則

1 「神奈川県内大学間における学術交流に関する協定書」に基づく委託生は、「特別聴講生」あるいは「特別研究生」と称する。

2 この規程は、2001年4月1日から施行する。

付 則（2024年4月1日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。